

○契約事務規則（抜粋）

平成 16 年 4 月 1 日（制定）  
令和 6 年 7 月 1 日（最終改正）

（競争参加者の資格）

第 12 条 競争に付そうとするときは、次の各号に掲げる競争参加資格を有する者を参加させるものとする。ただし、技術提案公募、企画提案公募、及び随意契約事前確認公募による参加は除く。

（1）物品の製造、販売、役務の提供等及び物品の買受けについては、全省庁統一参加資格

（2）建設工事・設計・コンサルタント業務については、文部科学省競争参加資格

2 前項に規定する競争参加資格を有する者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、特別の理由がある場合を除き、競争に参加させることはできない。

（1）当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

（2）細則に別に定める取引停止等の措置に該当する者

3 前 2 項に規定するもののほか、競争に参加する者に対し、技術等の審査条件を定め、当該条件を満たさない者を競争に参加させることはできない。

（随意契約）

第 26 条 規程第 20 条第 1 項の規定により随意契約によることができるのは、次の各号の一に掲げるときとする。

（1）契約の性質又は目的が競争を許さないとき、緊急の必要により競争に付することができないとき又は競争に付することが不利と認められるときとして、次の一に該当するとき。

ア 機構の行為を秘密にする必要があるとき。

イ 運送又は保管させるとき。

ウ 外国で契約をするとき。

エ 国、地方公共団体その他公法人及び特別の法律により設立された法人（以下「国等」という）と契約を締結するとき。

オ 試験、調査、設計及び製作等を委託し、又は請け負わせる場合、独自に特殊な技術又は設備等を有する者でないとその目的を達せられないとき。

カ 継続的な研究開発に伴う案件であって、過去の機構との契約において契約の相手方に蓄積された技術等を必要とするものであり、当該契約の相手方以外の者では研究開発の連続性の確保が困難であるとき。

キ 既に調達した設備、機器等の機能付加、改造、保守、修理に関する契約であ

- り、当該設備、機器等を設計、製作した者又は供給した者以外では実施できないとき。
- ク 電気、ガス若しくは水又は電気通信に係る役務について、供給又は提供を受けるもので、供給者が一に限定されるとき。
- ケ 特許権者、実用新案権者若しくは意匠権者が他人にその特許発明、実用新案若しくは意匠の実施を許諾していない場合又はその実施権者が単独である場合であってその者と特許発明、実用新案若しくは意匠の実施に伴う工事、製造その他の請負、委託又は物件の買入れをするとき。
- コ 土地又は建物の買入れ又は借り入れを行うとき。
- サ 特定の者以外では買入れ又は借り入れできないとき。
- シ 当該場所でなければ事務・事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に限定されるとき（附帯業務含む）。
- ス 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるものであるとき。
- セ 業務を実施するにあたり、機構以外の者が保有する資産の整備・改修等を行う必要がある契約であり、当該資産等の保有者又はその指定した者と契約を行うとき。
- ソ 機構以外の者からの申請に基づくものであり、機構が必要と認めた場合であって、その者へ物品の貸し付けを行うとき。
- タ 機構が行う委託研究等の契約において、あらかじめ当該契約の相手方に対して機構の物品を譲渡することが約定されている場合であって、その者へ物品の譲渡を行うとき。
- チ 災害の防止又は復旧等緊急の必要により競争に付することができないとき。
- ツ 現に履行中の契約を履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき。
- テ 海上、海中、海底で使用する調査観測機器等への船舶保険又は貨物海上保険の付保であって、他の引受保険会社を見つけることが困難であり、保険仲立人の媒介により、現に履行中の研究船等の船舶保険及び貨物海上保険の契約の保険引受者を契約の相手方とするとき。
- ト 時価に比べて著しく有利な価格で契約することができると合理的根拠をもって認められるとき。
- ナ 騒動等の事変又は災害等により早急に契約しなければ契約する機会を失い、又は価格の暴騰による不利な条件での契約になると合理的根拠をもって認められるとき。
- (2) 概算見込額が少額の場合として、次の一に該当するとき。
- ア 概算見込額が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき
- イ 概算見込額が80万円を超えない物件を借り入れるとき又は概算見込額が3

0万円を超えない物件を貸し付けるとき

ウ 概算見込額が50万円を超えない物件を売り払うとき

エ 概算見込額が160万円を超えない物件を買い入れるとき

オ 工事又は製造の請負、物件の貸借及び物件の売買以外の契約でその概算見込額が100万円を超えないとき

- 2 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付しても落札者がいないときは、随意契約によることができる。この場合においては、当初入札に付するときに定めた契約保証金及び履行期限を除くほか条件を変更することができない。ただし、緊急を要する場合であって、競争入札に付しては契約の目的を達成することができないときは、この限りではない。
- 3 落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。この場合においては、前項に準じて処理するものとする。
- 4 第1項から第3項までに掲げるもののほか、契約審査委員会が認めたときは、随意契約によることができる。
- 5 随意契約によろうとするときは、その理由を明らかにしなければならない。
- 6 契約責任者は、細則に別に定める取引停止等の措置に該当する者について、特別な事情があると認められる場合を除き、随意契約の相手方としてはならない。

#### (契約情報の公表)

第53条 この規則に基づき機構の支出の原因となる契約(第26条第1項第1号ア及び第2号に該当するものを除く。)を締結したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、次の各号に掲げる情報を公表しなければならない。ただし、各年度の4月1日から4月30日までの間に締結した契約については、その翌日から93日以内に公表しなければならないものとする。

- (1) 公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号財務大臣通知)に基づく契約に係る情報
- (2) 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)に基づく機構と一定の関係を有する法人との契約に係る情報
- (3) 公益法人に対する支出の公表・点検の方針(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく公益法人との契約に係る情報

- 2 前項の公表は、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

#### (誓約書)

第54条 機構は、契約しようとする者に対し、当該契約に関して不正を行わないことを約する誓約書の提出を求めることができる。